

平成19年3月5日（月）

○議長（上田順康君） 順番7、25番 岡 勲君。

〔25番（岡 勲君）登壇〕

○25番（岡 勲君） 傍聴の皆さま、ご苦労さまでございます。

25番、岡、通告どおり一般質問を行います。

1番は生活支援についてということでございます。高野口町では平成17年から18年にかけて、大阪から12名がやってまいりまして、ただ今生活支援を受けて生活をしております。生活保護を受けながら自立をする意欲も見せずに一日、一日を暮らしているのが現状でございます。住まいを提供している一個人の家賃収入に協力をしているという姿にしか、私の目には映りません。

今後、本市に定住するのであれば、新たな仕事についてもらう指導が必要ではないかと思えます。今後は、就労支援と生活支援をあわせて取り組む必要があるのではないのでしょうか。より細かい取り組みが必要であり、将来に向けて橋本市の進むべき道を確認していただきたい。この思いで、私はこの人たちの生活支援について質問をいたします。

まず、大阪では、このような人たちに生活支援と就労支援をしているNPO組織が活躍をしています。有限会社ビッグイシュー日本という名で、彼らに生活と就労支援をする専門の組織であります。内容については、彼らの仕事をつくるために、雑誌ビッグイシューを創刊をいたしまして、販売をさせているということでございます。

このようなことが今、世界では現在28カ国、80都市で販売をされて活動をしているようでございます。日本でも03年9月より、第1号

を発売後、現在まで活動をしているわけでございます。雑誌ビッグイシューは1冊200円で販売をいたしまして、200円の中から110円の収入をこの方たちが得まして、そしてまた新しい、この方たちは自立をめざして新しいアパートを借り、住所を得て新しい仕事につくことを目的として、一生懸命やっているのが、約400人が組織に入っているそうでございます。その中で自立をした人数といえは約6%かということ聞いております。

私は自立をする意欲を持つように、市も今回立ち上がっていただきたい、このように思うわけでございます。NPOの橋本の皆さま方と協力関係を持っていただき、まず話し合いを持って、橋本には橋本ででき得る仕事はあるのではないかと、検討してほしいなと思っております。来た人たちは高齢者の人たちと聞いておりますが、やはり、今後この方たちの進むべき道、市がやはりリードをして、この方たちの自立をするために、意欲をも持たすためにどのように立ち上がっていったらいいのか、これをお答えを願いたい。このように思います。

2番目でございます。コミュニティバスの運行について。少子高齢化を迎え、大手バス会社が運行について、高齢者の利便性を考え、乗客が乗り降りする場所を停留所だけと指定せずに、自由な場所で乗り降りするように検討していると聞いております。

そんな中で、橋本市のコミュニティバスもお客の確保に、どこでも手を挙げればバスは停車する。手を挙げればどこでもとまってくれるバスがあればいいというのは、スーパーから、それからホームセンターから、大きな荷物を両手に持って、休憩をしながら歩く

高齢者の皆さま方から、そしてまた店主の方々から、どこでも止まってくれるバスがあればいいなという声が私たちの耳に届くわけでありまして。そういうことで、当局のお考えをお聞きしたい。

この2点について、壇上より質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田順康君）25番 岡 勲君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）岡議員の質問にお答えをいたします。

私からはコミュニティバスにおける利用客の乗降についてでございますが、現在の各ルートにつきましては、バス停の位置、バス停間の距離、道路幅員、交通量等を総合的に検討の上、決定をいたしております。

中でも、バス停の設置場所につきましては、利用者の利便性と周辺の道路環境を勘案し、警察やバス事業者とも十分協議を重ねて運行をしております。コミュニティバスは市役所、市民病院のほか、買い物などの交通手段として高齢者、障害者をお持ちの方をはじめとして、多くの市民の方にご利用をいただいております。

議員ご質問の件であります。高齢者の方々にとっては、自宅や目的地に近いところでの乗降を望まれるのは当然のことと思っておりますが、バスの乗務員が走行中における乗車希望のお客様を見きわめ、また、停車時における付近の道路環境や乗客の安全の確保、後続者が安全にバスを追い越せるなどの、数多くの検討課題がございます。そうした面で、当初より、バス事業者とも協議してきたところでございます。

特に、真夏の頃に、非荷物を持って歩かれておるといふ光景もよくあるわけございま

すし、私としましてもその担当者に、バスの前に赤い二重丸の印をして、そうして走っておったら、あれはコミュニティバスやなということがわかると。そうしたら手を挙げたら乗せたってくれるようにいかなのかよということ、大分申し上げたことがあるんです。警察にも申し上げました。しかし、公にバスを運行する者として、みだりにそういうことは認めがたいという結論に相なったわけでありまして。

しかし、テレビで十津川あたりがようやっていますな。この前も十津川やりましたわ。あれ、やみでやるとるのかなと思って、けど、この間の見た限りでは、やはりバス停まで行って、それでそこへ荷物を、荷物の配送をしましたがね。割合とあそこら柔軟に対応しとるのかなど。今後検討せないかなという感じを私も持っておりますが、その結果、コミュニティバスの運行に際しては、市民の安全がやはり最優先でございますし、警察との協議も得て、現在のバス停の位置を決定をさせていただいたところでございます。

今後は住民の皆さんの意見も聞きながら、もう少し時間に幅を持たせて、バス停の箇所を増やすとか、どうしても途中で手を挙げるとまってくれないとすれば、そういうように決めがあるもんですから、ひとつ今後については、市民の利便性や、あるいは乗車率の向上のために、一層研究をしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、残余の件につきましては、担当参与よりお答えをいたします。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）議員ご指摘のとおり、現在、高野口町の一戸建ての2箇所の改造住宅に、大阪方面から転入してきました11名の方が生活保護を受けておられます。生活保護法としての違法性ですが、その方が

橋本市内に住んでおり、部屋を間仕切りしたものであったとしても個人としての居宅があり、困窮のため最低限度の生活を維持することができない場合は、生活保護を受けることができるとなっております。

現在住まわれております11名の方のうち、6名が旧高野口町で受理し、伊都振興局で決定しており、5名が橋本市で受理し、決定しております。ただし、65歳以下の方で、検診命令の結果、就労可能または軽作業可能の結果が出た場合は、就労指導を行うこととなっております。

就労指導及び療養指導に従わない場合は、指示書を出し、それでも従わない場合は保護を廃止にしております。現に1名がこれに従わなかったため、3月1日付けで保護を廃止いたしました。今後も生活保護を受けている方の中で就労可能な方は、自立が最終的な目標でありますので、就労指導及び療養指導は厳しく行っていきたいと考えております。

ホームレスの方については、NPO法人等がいろいろと自立のための支援活動を行っておりますが、生活保護者の自立支援としては、就労対策が最重要項目となっております。本市においても、平成18年7月1日に橋本市就労支援プログラム実施要項を策定し、ハローワークと連携をとりながら生活保護者の就労支援を行っております。平成19年度におきましても、橋本市内の生活保護者全般に対することですが、就労支援により一層力を入れ、また、それ以外の自立支援についても積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（上田順康君）25番 岡君、再質問ありますか。

25番 岡君。

○25番（岡 勲君）2番目のバスの運行でございしますが、私もバスの運行については軽々しく質問をしているわけではございません。

運行バスの路線確保に大変ご苦勞、ご努力があることは、私もよく理解をしているし、こんなこと言うところけども、心の中では手を合わせて、ありがたいことだなあと思っております。相手は大手バス会社、タクシー会社では、橋本市といたしましても後から来てえとこどりかというようなバス路線に乗り入れ、また、一時停止という勝手なことをするわけですので、相手との話し合いは大変難しい、ご苦勞なことがあるなと思うわけでございます。

市長の言うように、近い将来、やはりぜひともこの途中で手を挙げればとまって乗っていけるということを実現をしていただきたいとお願いをするとともに、私もかつらぎ町のほうへ商売柄行っておって、河南道路でコミュニティバスと出会うときがあって、手を挙げてぱつととまる。後ろから来た後続車はちよっと危ないなという場面にも出くわすわけでございますので、いろんな大変な問題があるなと理解をしているわけでございます。そんな中で、でき得ればぜひ近い将来、実現に向かって進んでいただきたいと、こんなように思っております。要望しておきます。

1番の問題であります、ハローワークと手をつないでやっていくと、やっていってるといってございしますが、いろいろなことがございまして、今、高野口町でも治安が大変悪くなっております。昨年の9月頃から。牛乳、新聞が頻繁に現在でも抜かれております。もう約7か月か8か月かになるわけですが、駅の西からずっと今、国道24号の南側へと場所が移っておるわけでございます。

市民の皆さんは、警察にパトロールの強化と取締のことをお願いに行っているのが高野口町の現状でございます。また、そんなときに今年の正月、松源高野口店では大酒を飲ん

で暴れまして、警察にお世話になったという事件が起こっております。その正月の元旦に、私たちが管理しておりますお稲荷さんがございまして、12月31日、清酒6本、これはコウインの皆さま方からお供えがあって、供えてあったんですけど、元旦の9時にお稲荷さん見に行ったら、1本もなかったということがありました。

そんなことで、できるだけパトロールを強化してくれと警察へもお願いをしているわけでございます。こんなときでございますので、橋本市では、やっぱり私も思うんですが、大事な、大変大事な時期ではないかと、こう思うわけでございます。やっぱり、将来に向けて難しい問題が起こって来ぬうちに、生活支援問題をしっかりと受けとめて、彼らの進むべき目標、進んでほしいなということについて、しっかりと前を向いて歩いてほしいなど。

そんな中で、この間、地元の住民と市当局とのお話し合いがあったということをお聞きしております。初めて県下でそういう人がやってきて、生活保護を受けて生活をする。この受け入れについて、市は間違いのないように県へ相談をされたとお聞きしております。県からの返事では、これはもう書類上認めざるを得ないんじゃないかという返事が来たという文書が市のほうへ届いておるという話があったというんですが、私もこの文書を一目見たいなどと、かように思います。後で結構、控え室でも結構ですが、文書をお見せいただけますか。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）県からの照会文書でございますけれども、平成18年、昨年の6月14日に最初の申請が名古屋の住宅についてあったわけですが、業者の照会という特殊な状況もありましたので、このような状況で生活保護が認められるのかどうか疑問に思い、7月6日に県の保護班に疑義照会、

照会を行いました。県からの回答につきましては、今回のケースでは各々が親類ではなく、生計の同一性が認められず、間借りの形態を満たしていれば、個々が生活保護の対象とならざるを得ない。そういうような回答をいただいております。文書については担当課で保管しておりますので、見ていただいても結構かと思っております。

○議長（上田順康君）25番 岡君。

○25番（岡 勲君）いろんな問題が起こらん前に、何とか市としても、やはりしっかりした対応をとっていただきたいというのが我々の思いでございます。彼ら11名を連れてきた責任者については、あまり市の言うことを軽々しく受けて、あんまり言うことを聞かないので、地元の方にしっかりと苦情なりをどんどんと言ってくれという話もあったように聞いております。私はこれではこの問題が解決しない、事件が起こっても解決しない。やはり地元の住民と一緒に、二人三脚で取り組んでいかねばいけないのではないかと、このように思うわけでございます。

そんなことで、今後、このような、また五、六人連れてくるというような問題が起こりましたならば、今後どのように対策をとっていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）ちょっとお答えさせていただきます前に、先ほどの私の回答で、正式な文書の名前は疑義照会表と言いますけれども、見ていただいたら結構と言いましたけれども、内容についてはちょっと個人情報も含まれておりますので、情報公開の請求をしていただきまして、個人情報の部分につきましては、お見せできないことになってしまいますけれども、内容につきましては見ていただけるのかなと思っております。開示請求していただいたら結構かと思っております。

それと、今後の対応なんですけれども、生活保護の事務は、地方公共団体の長が国から受託し、実施することになっております。つまり、法定受託事務ということで、一般の行政事務とは異なっております、事務の実施につきましては、国の定める事務処理基準に基づいて行っているところでございます。したがって、懸案事項の決定にあたりましては、県や国の指導助言をいただき、最終的には福祉事務所長が判断しておりますけれども、高度な判断が必要なものにつきましては、助役、市長に相談を図って決定しているところでございます。したがって、法や県・国の指導助言と異なる判断は、基本的に今まで行ったことはございません。行うことは裁量権の範囲をちょっと逸脱しているのではないかと、そういうような考え方で業務を行っております。

しかし、保護することによって周辺住民など第三者に迷惑や不安感を与えているなど、統一的なこれまでの判断基準では改善が見込めない場合、ローカルルールとも言える、市独自の考え方の導入をも検討する必要があるのではないかと考えております。具体的な中身についてはまだ決定しておりませんが、その市独自の判断によって、不利益を受ける方が県に不服審査を申し立てることができるとなっております。これらのことから、県に対して市が今後行う行為については、十分に事前に説明していく必要があるのではないかと考えております。

その結果、市の判断が間違っているとか、法の解釈の仕方、運用基準の解釈の仕方がおかしいということであれば、県なり国の指導に従っていかざるを得ないのではないかと、そう考えております。

○議長（上田順康君）25番 岡君。

○25番（岡 勲君）今、部長のほうから、次

にそういう問題が起これば付近住民の皆さま方と相談をしながらやっていきたい、このようなお答えでございまして、大変うれしいわけでございますが、きちっとしたやっぱり報告したってくれるのかな。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）基本的にはこれまでも報告させていただいてと思います。ただ、住吉区住人の方全員ではなくて、区長なり、副区長なり通じて、基本的に市の持っている情報については、その都度ご相談させていただいているつもりでおります。今後につきましても、そういう形でご相談していきたい、そう考えております。

○議長（上田順康君）25番 岡君。

○25番（岡 勲君）消防長がおられますので、少しお聞きしたいなと思います。

この方、11名の中で4名の方、4名から今3名になったのかな、最初来たときは4名でございました。住吉という地区の住宅でございます。二間がその真ん中、ベニヤ板で間仕切りをいたしまして4名を居宅させておると、住まわしとるというような状況でございまして、消防法においてはこのような間仕切りで住宅に見るのか、アパートに見るのか、ここらへんは行って検分をしていただかねばわからないと思うんですが、今まで検分に至ったことないし、そういう届けもないんですね。

○議長（上田順康君）消防長。

○消防長（大西洋二君）この件に関しては、うちのほうも掌握してございませんけども、ただ、消防法の観点からいきますと、住宅の中での個々の住まいということでございます。ただ、ガスコンロ等々の火を使うという場所の必要性は、検分の結果、必要かどうかの判断は出てくるかと思っております。ただ、面積的なもの、かなり大きくなれば別として、今お聞きした面積等々については、消防法に関して

はとりあえずは引っかからないんじゃないかと。ただ、火災予防的なもとの台所部分等々については、必要性はあろうかと思えます。

以上です。

○議長（上田順康君）25番 岡君。

○25番（岡 勲君）いっぺん現場を検分してほしいと思うんですが、いけますか。

○議長（上田順康君）消防長。

○消防長（大西洋二君）誠に失礼ですけども、地区は高野口町になるわけですか。

○25番（岡 勲君）名古屋地区になります。

○消防長（大西洋二君）この件につきまして、もうご存じかと思えますけども、予防行政につきましては伊都消防になろうかと思えます。ただ、この件について私どもから伊都消防へ連絡して、結果は別として報告したいと、かように思っております。

以上です。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）消防のことでの立ち入り調査のことをご質問なんですけれども、既に昨年の6月30日に、消防と市の住宅課、建築基準法の関係ですけれども、照会をかけております。それで、現場検証も日付はわかりませんがしていただいたんです。その結果、非常警報機の取り付けにつきましては必要となりましたけれども、新築家屋及び500㎡以上の家が対象ということでもあり、一般の家につきましてはこれも5年間の猶予が、取り付けについては猶予があるということで、当家屋につきましては対象にならない、そういう回答を得ております。

また、ほかに共同生活等で、消防法で何か問題はないかということも照会かけさせていただきましたけれども、共同生活を利用することで、特に消防法に抵触することにはならない、そういう回答をいただいております。

○議長（上田順康君）25番 岡君。

○25番（岡 勲君）定住をしていく中で、やっぱり今後新たに何らかの仕事についていただきたい。自立をしていただきたい。というのはやはり付近住民、我々の願いではないかと思うわけでございます。そんな中で、今後就労支援と生活支援をあわせて行いながら、相手方の皆さま方により細かい指導をしていただきたいなど。やはり事件が起きましたならば、住民の皆さま、また、私たちに言っていただいて、やはり二人三脚で取り組んでいきたいというのが地元皆さま方の願いかなと、このように思うわけでございます。一緒にいろんなことに取り組んでいただけますでしょうね。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）生活保護につきましては、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するための制度であります。したがって、保護が単なる最低生活の保持に終わることなく、保護受給者の自立の可能性を助長していきたい、そう考えております。そのために、橋本市就労支援プログラム、昨年の7月1日に要綱を制定させていただきました。基本的にはハローワークと手を携えて本人と面談、そして意向調査をやりまして、就労まで導いていく、そういう個々の支援プログラムでございます。これにつきましても、当然、せつかくの新たな制度ですから、就労支援に一人でも多く結びつけていきたい、そう考えております。

一方で、住宅について撤去してほしいというような地元の方が、意見が当初からあります。この問題につきましては、その家主に対して、これまでも一戸建ての家を改造して共同生活をし、そして結果としてその家賃収入を得ているのは、市としても適切な形とは言えないのではないかということで、県に疑義照会するとともに、家主の方にこれまで何回

も何回も話し合いを持っております。つきましては、不動産を買ってくれば撤去するというので、これは住民の方もご存じですけれども、住民の皆さんの前でそういう回答をいただいております。結果として買い主が見つからないという状況もありますけれども、合わせて、その撤去の可能性につきましても、引き続いて市としては持ち続けていきたい。業者と粘り強く交渉していきたい。

それと並行して、個々の生活保護者については、就労支援プログラムに基づいて就労指導も、病気持ちの方、かなりいてるんですけども、働ける方については就労指導していきたいと。従わない場合は保護の廃止、そういう形でもっていきたいと、そう考えております。

○議長（上田順康君）25番 岡君。

○25番（岡 勲君）わかりました。ありがとうございます。今言われたように、家なんですけども、やはり買いたいなと思う地元の住民の方もいらっしゃると思うんですけども、やはり差額がちょっと開きがあるんでということなんですけれども、その開きについて、部長もお話の中でわかっていると思うんですけども、何とか市のほうでお願いをして、あれを買おうと、家屋を買おうと。そして、住民の方を買っていただくというようなことはできないでしょうか。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）市のほうで不動産を取得する、そういう考え方は一切持っておりません。ご理解をお願いします。

○議長（上田順康君）25番 岡君。

○25番（岡 勲君）終わります。

○議長（上田順康君）これをもって、25番 岡勲君の一般質問は終わりました。